

16 使用料・手数料の取扱い

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設ける。

17 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

18 補助金・交付金等の取扱い

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整する。

19 町名・字名の取扱い

- (1) 熊本市の区域内の町名については、現行のとおりとする。
- (2) 富合町の区域については「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

20 慣行の取扱い

- (1) 新市における「市章」、「市木」、「市花」、「市鳥」については、熊本市のものを用いる。
- (2) 熊本市における「市歌」、「都市宣言」、「名誉市民」については、新市においても継続する。

21 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 富合町の国保料率等については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。

徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。

- (2) 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
- (3) 富合町の療養給付支払等基金の取り扱いについては、合併特例区設置期間に、ふる

さと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てる。

2.2 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険料については、第3期介護保険事業計画期間中（平成18～20年度）は現行のとおりとし、第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）から熊本市の例により統合する。
- (2) 家族介護者教室開催、家族介護者リフレッシュ事業及び高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業については、第3期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、第4期介護保険事業計画期間から新市の事業として継続する。
- (3) 富合町の食の自立支援事業については、第3期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、その後の取り扱いについては、平成20年度までに検討する。

2.3 行政連絡機構の取扱い

富合町の嘱託員制度については、合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する。

2.4 電算システムの取扱い

電算システムの取り扱いについては、熊本市のシステムに統合する。

2.5 広報広聴関係事業の取扱い

広報紙及び行政相談については、合併時に熊本市の例により統合する。

2.6 納税関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設ける。
 - ア 固定資産評価審査委員会
 - イ 納税組合
 - ウ 口座振替制度
 - エ 納期及び納付書発送
 - オ 軽自動車標識交付及び廃車

- (2) 熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加える。
ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。
- (3) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。

27 消防防災の取扱い

- (1) 災害備蓄については、新市の事業として継続する。
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ア 消防補助金等
 - イ 消防団運営交付金
 - ウ 消防水利施設の設置、維持及び管理
- (3) 防災無線については、合併後、富合町にある現行の無線施設を継続利用する。
- (4) 富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。
- (5) 非常備消防（消防団）については、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。

28 交通関係事業の取扱い

交通傷害保険及び交通安全協会については、合併時に熊本市の例により統合する。

29 窓口業務の取扱い

- (1) 勤務時間外の窓口業務の対応については、合併時に熊本市の例により統合する。（熊本市役所本庁舎でのみ戸籍届けの受付を行う。）
- (2) 印鑑登録事務及び住民基本台帳カード交付事務については、合併時に熊本市の例により統合する。

30 保健衛生事業の取扱い

- (1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、子宮がん検診、乳がん検診の対象年齢は合併年度または、合併次年度に富合町が全年齢受診とし、翌年度から熊本市の例により統合する。また、実施場所については、当分の間現行のとおりとする。

- ア 肺がん検診
- イ 胃がん検診
- ウ 大腸がん検診
- エ 子宮がん検診
- オ 乳がん検診
- カ 妊婦健診
- キ 結核健診
- ク インフルエンザ予防接種
- ケ 個別予防接種

- (2) 女性健康診査については、新市の事業として継続する。
- (3) 基本健康診査については、医療制度改革に伴い平成19年度で終了し、平成20年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、今後その手法について検討していく。
- (4) 乳幼児健診のうち、乳児検診は、当分の間現行のとおり存続する。幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。
- (5) 組織育成（母子保健）については、合併後3年間は現行のとおり存続する。その後の取り扱いについては新市において検討する。
- (6) 5歳児相談及び集団予防接種については、当分の間現行のとおり存続する。
- (7) ふるさと総合健診、腹部超音波検診及び健康まつりについては、合併特例区の事業として実施する。

3 1 各種福祉制度の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 熊本市優待証（さくらカード）
 - イ 住宅改造居宅介護支援員派遣事業
 - ウ 生きがい推進事業
 - エ 無料寝具乾燥事業
 - オ 夏休み障害児・家族支援事業
 - カ 母子家庭等日常生活支援事業
- (2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - ア 敬老の集い
 - イ 敬老祝品支給等
 - ウ 災害見舞金等
 - エ ひとり親家庭等医療費助成事業
 - オ 乳幼児医療費助成

カ 社会福祉協議会補助金

キ ひとり暮らし高齢者訪問事業

- (3) 富合町の保育料については、合併後5年間は現行のとおりとし、その後熊本市の例により統合する。
- (4) チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。
- (5) 緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合する。

3.2 清掃事業の取扱い

- (1) 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。
- (2) 合併処理浄化槽整備事業、ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、合併時に熊本市の例により統合する。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃、ごみ収集事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。

3.3 環境対策事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 環境保全（エコライフ）に関すること
 - イ 水資源
 - ウ 新世紀漱石の森づくり事業
 - エ 人工かん養促進事業
 - オ 水資源有効活用促進事業

3.4 農林水産関係事業の取扱い

- (1) 次の事業については、新市の事業として継続する。
 - ア 農業地域交流促進事業
 - イ 農業地域活性化支援事業
 - ウ 地産地消の推進事業
 - エ 経営体育成支援事業
 - オ 農業・農村男女共同参画経費

- カ (特)農業金融支援事業
- キ 農用地有効利用促進助成経費
- ク 市民と農業のふれあい促進事業
- ケ 生産体制強化施設整備事業
- コ 流通施設整備事業
- サ 畜産施設整備事業
- シ 流通対策事業
- ス 農区長制度

- (2) 農業振興地域整備計画変更については、合併後3年を目途に、統合のための計画変更を行う。
- (3) 農業振興地域整備促進協議会については、農業振興地域整備計画の変更時期に併せ、熊本市の例により統合する。
- (4) 農業構造改善事業補助金については、現行のとおり存続する。
- (5) 農業生活研究グループ連絡協議会補助金については、合併後、速やかに廃止する。
- (6) 農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金については、3年間は現行のとおりとし、その後は廃止する。
- (7) 次の事業については、熊本市の例により統合する。

ただし、土地改良事業等補助金のうち運営費補助については、平成25年度まで現行のとおりとし、平成26年度以降については、関係機関と協議を行い調整する。

- ア 生産体制強化対策事業
- イ 畜産振興事業
- ウ 基盤整備事業
- エ 単県土地改良事業
- オ 農業用施設災害復旧工事
- カ 農業委員会あっせん基準
- キ 農業委員会諸証明手数料
- ク 土地改良事業等補助金

- (8) 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。
- (9) 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成21年度までは現行のとおりとし、その後の取り扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
- (10) 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後5年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。
- (11) 認定農業者協議会及び認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現行のとおり継続する。その間、関係機関との調整を図る。その後、熊本市へ統合する。
- (12) 営農連絡協議会については、当分の間現行のとおり存続する。